



センサスの示した本県の農林業

県統計課 一本杉 清

はじめに

昨年行われた世界農林業センサスも、別にセンサス調査票からの果樹集計も、またセンサスを補助し、かつ精査確認のための事後調査も、矢継ぎ早の調査に、主管の農林統計係は、Pre-surveyである照査表の作成からは連続の業務で、正にセンサスラッシュであった。このたびいよいよ市町村別の統計表が、県の概要として公表されるまでになったが、この結果概要には、統計数値と、調査用語の説明ならびに利用上の注意が編集され、調査結果についての説明は省かれている。これは現今の統計書利用者は、主として統計表（数値）を利用し、利用者が自己の必要とするデータについて自己で結果を出し、編集者の解説を必要としないからである。

しかしながら、統計書が、統計表利用者へのみ限定されて使用されていることは統計書本来の目的ではなく、むしろ統計調査の結果が、何を示しているかを解析し、これを広く一般にも広報し認識せしめることは、調査結果の活用度を高める上からも必要なことである。

このような観点からここに寄稿するゆえんである。なお、この稿を書くにあたって、各種の統計書を示され、また解析の利便を図られた川上前農林統計係長に深甚の謝意を表するものである。

農家人口について

産業を三つの分野に区分し、農業とか林業・水産業のような原始産業を第一次産業といい、鉱工業などを第二次産業、銀行や映画館のようなサービス業を第三次産業として分類し、総人口中に占める第一次産業の割合が少ない程進化した社会構成であるとする見方がある。即ち人口のウェイトが第二次・第三次産業に移行している程文化社会であるとする見方である。

このような考え方からすれば、本県は第一次産業中、特に農業は農林水産業中に占めるウェイトが、34年本県で纏めた農林水産業生産指数によれば95.4であり、総人口に対する農業人口の割合を見れば概ね第一次産業と同様である。

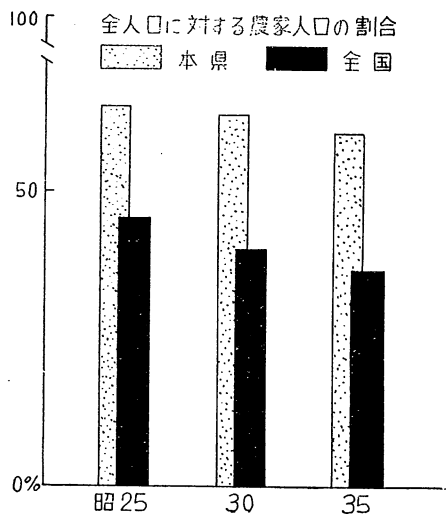
この点から第1表を作成してみた、特に25、30、35年は、全国比較し得るよう数字を入れたが、この3カ年を基準として全国平均と本県との傾向比較を計算すると、全国では、農家人口の総人口に対する割合は、35年にお

第1表 農家人口の推移

昭和	A 本県総人口	B 農家人口	C B/A	1戸当り農家人口
20	1,994,573	1,183,100	60.8	6.2
21	1,940,833	1,201,119	61.9	6.2
22	2,013,735	1,250,835	62.1	6.3
23	2,044,578	1,303,539	63.8	6.2
24	2,060,061	1,356,242	65.8	6.1
25	2,039,418	1,321,820	64.8	6.3
26	2,039,080	1,327,580	65.1	6.3
27	2,053,575	1,313,572	64.0	6.2
28	2,057,322	1,314,500	63.9	6.3
29	2,066,477	1,312,529	63.5	6.2
30	2,064,037	1,315,364	63.7	6.2
31	2,080,586	1,303,309	63.1	6.1
32	2,081,246	1,283,952	61.7	6.1
33	2,082,067	1,273,443	61.1	6.0
34	2,079,906	1,252,594	60.2	5.9
35	2,046,969	1,232,935	60.2	5.9
25	(83,199,637)	(37,811,000)	45.4	—
30	(89,275,529)	(36,468,990)	40.7	—
35	(93,406,830)	(34,470,000)	36.9	—

注1 25・30・35年の括弧内数字は全国における数字である。

2 農家人口について20年補外、23年補間にて充当し26年は農林省統計書、25・35年はセンサスの数字である。



いて36.9%であつて毎年0.85%づつ減少している。これに対し本県の比率は35年において60.2%を示し、毎年0.46%の減少を示している。

即ち進化速度が全国平均に対し、本県は半分であり、現在の全国平均に達するにはあと50年はかかる計算である。

これは、本県の地勢などの特殊性もあるが、百万都市構想とか、工業化促進とか或は港湾の整備など様々のプランが叫ばれているが、既に進化速度が全国平均の半分である現在、その産業構造からみて、未開発分野が数多く残され、これらに対する第二次、第三次産業への大転換期にあることを示すものである。

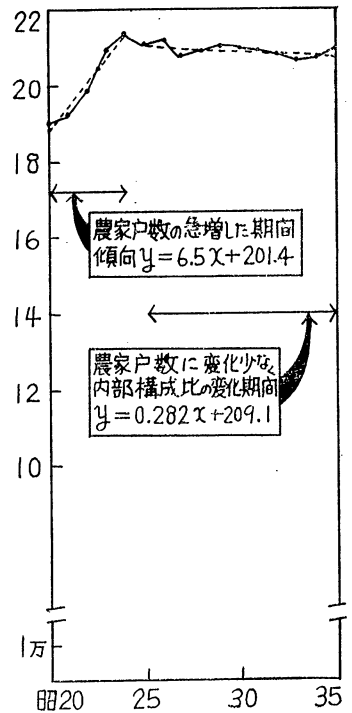
農家戸数について

本県における農家戸数の昭和20年以降の変化については、二つの期間にはつきり区分することができる。

その第1は、昭和20年から昭和24年に至る5カ年間の農家戸数激増の期間であり、第2は、昭和25年から現在に至る高原状変遷の期間についてである。大戦直後我が国は、食糧の供給面が極めて弱体化したこと、および海外よりの人口流入増加による需要増大のために食糧難を惹き起こし、第1次産業中特に農業生産物の獲得に狂奔した。このため農家戸数は、年平均6,500戸の割で激増し昭和20年190,316戸であつたものから、昭和24年には213,917、

第2表 農家戸数の変遷

昭和	農家戸数
20	190,316
21	193,122
22	199,702
23	209,723
24	213,917
25	211,440
26	212,012
27	208,413
28	209,295
29	210,180
30	209,127
31	208,744
32	207,945
33	207,436
34	207,000
35	209,733



第3表 経営耕地広狭別農家数とその構成比

経営耕地 区分 単位ヘクタール	昭 25		27		31		35	
	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比	戸 数	構成比
総 数	211,440	100.0	208,413	100.0	208,744	100.0	209,733	100.0
例 外 規 定	118	—	—	—	—	—	265	—
0.099~0.298 (0.1~0.3町)	24,445	11.5	27,754	13.3	26,302	12.6	26,367	12.6
0.298~0.496 (0.3~0.5)	26,016	12.3	27,857	13.4	26,559	12.7	25,740	12.2
0.496~0.992 (0.5~1.0)	59,210	28.0	64,068	30.8	62,776	30.1	60,105	28.7
0.992~1.488 (1.0~1.5)	50,685	24.0	50,809	24.4	53,142	25.4	53,551	25.6
1.488~1.983 (1.5~2.0)	31,300	14.8	26,282	12.6	28,096	13.5	30,419	14.5
1.983~2.975 (2.0~3.0)	17,627	8.3	10,935	5.2	11,190	5.4	12,515	6.0
2.975~∞ (3.0~∞)	2,039	1.1	708	0.3	679	0.3	771	0.4

917戸に急増した。農業面に対する諸政策と、農業関係機関および農業従事者の努力によつて逐次農業生産が強化され、食糧の需要ならびに供給が均衡を維持するようになった昭和25年には、主食確保措置の緩和策が採られ、

雑穀類が主要食糧より削除されるまでに回復した。ここに至つて農家数の急激な増勢が停止し、爾後今日まで概ね高原状の状態を維持している。この状態をもう少し詳しくみると、209,000戸の線を年平均280戸の僅かな減少を

示しつつ昭和25年の211,440戸から昭和35年の209,733戸へと変化して来ている。この期間は、農家戸数には変化が殆どないが、その経営耕地広狭別の構成比をみると、注目すべき変化が行なわれている。即ち第3表に示したごとく昭和27年以降の構成比変化をみると、経営耕地面積0.992ヘクタール（1町歩）未満の小規模経営農家がいずれも減少を示し、それ以上の農家が増加を続けている。これは現在の農業が土地中心であり、耕地の少ない農家経営は、その弱体を敷き切れず0.992ヘクタール以上のスタンダードな農業にウエイトが傾いていることを示すものである。このことは特に0.992ヘクタール未満の小規模経営の農業について、耕地以外のより効果的農業経営に改善すべし要素を含んでいるものとみるべきであろう。

経営耕地の田・畑・樹園地構成比の変化について

経営耕地は、感覚的には宅地などに転化され年々減少するのではなかろうかと思われたが、調査上にあられ

た統計値からの推移では、過去11年間を通して、年平均548ヘクタール（552町歩）の増加を示し、昭和25年の経営耕地面積200,616ヘクタール（202,287町歩）から、35年には207,277ヘクタール（209,003町歩）に増加している。

しかし、これを田・畑・樹園地に分けてその構成比をみると、昭和25年における全経営耕地を100としたときの田は44.9%、畑は50.4%、樹園地は4.7%となつているが、田は年々0.0418%づつ減少し、樹園地は同様に0.0727%づつ減少を示し、ただ畑のみが0.1145%の増加をみせ、耕地全体としては、前記のような上昇を示している。

これは年々荒廃地への用排水路設定などによる耕地化平地山林の畑地への転換とか、或いは土木技術などの進歩による従来耕地とし得なかつた地点への開墾が進み、これらが直接統計値へ反映しているものと思われる。25年から35年への変化が今後も同様に続くものとすれば、40年には経営耕地207,400ヘクタールと推計される。

第4表 経営耕地の田・畑・樹園地構成比の変化

昭和	経営耕地		田		畑		樹園地	
	ヘクタール	構成比	ヘクタール	構成比	ヘクタール	構成比	ヘクタール	構成比
25	200,616	100.0	90,097	44.8	101,197	50.4	9,322	4.7
26	200,041	100.0	89,611	44.8	101,182	50.6	9,248	4.6
27	199,465	100.0	89,125	44.7	101,164	50.7	9,173	4.6
28	199,798	100.0	89,138	44.6	101,944	51.0	8,716	4.4
29	200,642	100.0	89,402	44.6	102,222	50.9	9,018	4.5
30	202,528	100.0	90,060	44.5	103,559	51.1	8,909	4.4
31	202,715	100.0	90,439	44.6	103,345	51.0	8,931	4.4
32	202,875	100.0	90,570	44.6	103,415	51.0	8,891	4.4
33	203,177	100.0	90,677	44.6	103,603	51.0	8,897	4.4
34	201,910	100.0	90,060	44.6	103,924	51.5	7,925	3.9
35	207,277	100.0	91,543	44.2	107,885	52.0	7,849	3.8

注1 25年および35年の数字は、いずれもセンサスのものである。

2 26年から34年までは、農業基本調査によるものである。

3 構成比は田・畑・樹園地面積の全耕地面積に対する割合を示すものである。

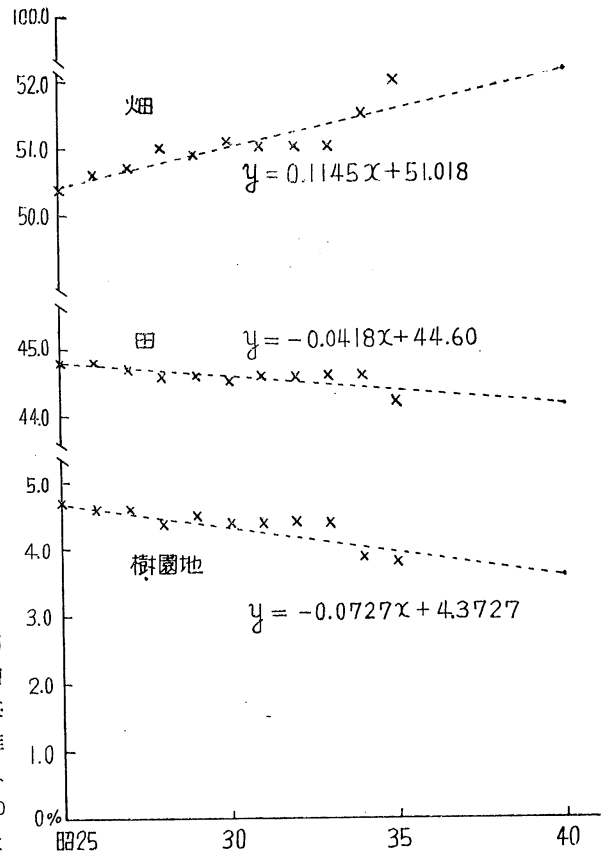
専業兼業農家の変遷

昭和25年と昭和35年の専業兼業別比較をみると、まず総農家数においては、経営耕地面積2.975ヘクタール（3町歩）以上で、昭和25年910戸が昭和35年771戸となり、15.3%の減少を示している。

しかしこの階層は、他の階層に比して農家客体が寡少であるが、0.992ヘクタール（1町歩）未満の農家数は、両年を比較すると、9,679戸減となり、比率にして7.9%の減少を示している。これに対して0.992ヘクタール（1町歩）から2.975ヘクタール（3町歩）までの農家数は、逆に8,964戸9%の増加を示している。

この階層は、昭和35年の総農家209,733戸のうち96,485戸であり、構成比は46.0%を占めている。いわゆる0.992ヘクタール未満の小規模経営農家および2.975ヘクタール以上の大規模経営農家が減少し、標準経営の農業として0.992ヘクタール以上2.975ヘクタール未満が増加している。この農家をさらに専業兼業別の農家構成比の変化についてみると、専業農家は昭和25年には、145,083戸で当時の総農家に対する専業率は、68.6%を示していたが、昭和35年には54.0%となつて14.6%専業農家が減少している。これは逆に兼業農家の増加となつてあらわれ、昭和25年の兼業率31.4%を14.6%上回つて46.0%をマークしている。

専業率と兼業率とは表裏の関係を示すが、兼業率即ち総農家に対する兼業農家数の比率について、経営耕地面積広狭別にその変化をみると、4.95ヘクタール(5町歩)以上は、兼業農家が昭和25年の8戸から昭和35年の7戸と減少しているが、その他は何れも増加を示し、低階層農家ほど兼業率が多い、特に0.099ha~0.298ha(1反~3反)階層での兼業率は、82.8%の高率を示し、過去11年間における兼業農家の平均増加率は、0.992ha(1町歩)未満では毎年2.1%ずつ増加し、それ以上の階層では毎年0.9%ずつ増加して来た計算で、全体として農家経済が兼業収入によつて維持される方向に傾いている。これは、第1に農業のみの単独収入(農産物販売金額は35年累計で29,138,390,079円、1農家当り139,400円…自家消費を除く)によつては維持し切れないと考えられること。



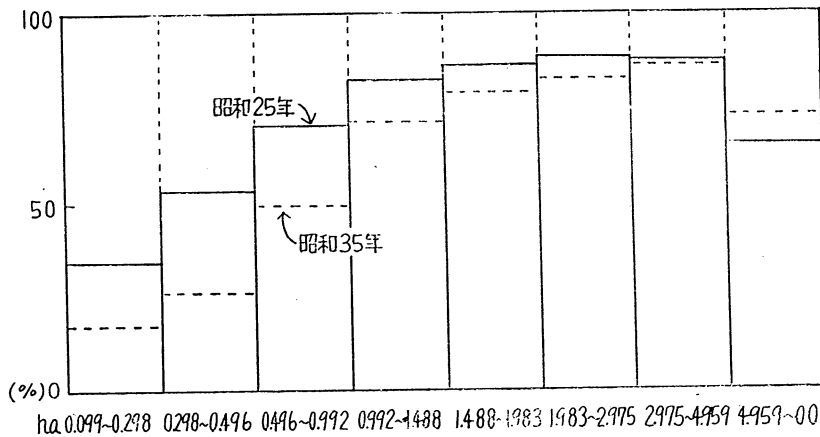
註. x印は統計値の構成比 所在位置を示す

第5表 A 専業・兼業農家の変遷

種数	経営耕地区分 単位ha(町)	0.099~	0.298~	0.496~	0.992~	1,488~	1,983~	2,975~	4,959~	例外規定	計
		0.298 (0.1~ 0.3)	0.496 (0.3~ 0.5)	0.992 (0.5~ 1.0)	1,488 (1.0~ 1.5)	1,983 (1.5~ 2.0)	2,975 (2.0~ 3.0)	4,959 (3.0~ 5.0)	∞ (5.0~ ∞)		
総農家	昭25	30,741	27,897	63,253	49,829	26,512	12,180	88.7	23	118	211,440
	増減率%	-14.2	-7.7	-5.0	+7.5	+14.7	+2.8	-15.9	+8.7	+124.6	-0.8
専業	昭35	26,367	25,740	60,105	53,551	30,419	12,515	746	25	265	209,733
	%	-56.7	-55.1	-33.9	-7.5	+4.4	-4.5	-18.4	+20.0	+131.0	-21.9
兼業	25	4,528	6,700	29,245	37,845	23,939	10,290	633	18	67	113,265
	%	34.0	53.4	70.0	82.1	86.5	88.4	87.5	65.2	24.4	68.6
兼業	35	17.2	26.0	48.7	70.7	78.7	82.2	84.9	72.0	25.3	54.0
	%	+7.7	+46.6	+62.6	+77.3	+80.5	+58.2	+1.8	-12.5	+122.5	+45.4
兼業	25	21,839	19,040	30,860	15,706	6,480	2,225	113	7	198	96,468
	%	66.0	46.6	30.0	17.9	13.5	11.6	12.5	34.8	75.6	31.4
兼業	35	82.8	74.0	51.3	29.3	21.3	17.8	15.1	28.0	74.7	46.0

注1 増減率は、35年戸数から25年戸数を差引いたものを、25年戸数で除して100倍したものである。
 2 専業率・兼業率とは、ここでは専業農家又は兼業農家を総農家で除して100倍したものである。

表B 経営耕地広狭別専業農家(専業率)のヒストグラム



注 この表は広狭階層の総農家数を100としたときの階層ごとの専業農家の割合を柱状グラフにしたものである。従つて各階層上部空間は兼業農家の割合を示している。4.959ha(5町歩)以上では専業農家が6.8%戸数で3戸増加しているが、それ以下は、耕地の少ない階層専業農家が減少している。

第2に農作業の機械化(昭和25年を100としたとき、昭和35年には、畜力と動力とに依存する農家は122.5、動力のみの場合は246.8)等による余剰労働力の消化がし切れないこと。

の2つの理由があげられるが、この余剰労働力を、他の第2次、第3次産業に振りむけ、より効率的兼業収入によつて、農家経済を積極的に向上せしめるといふ問題を含んでおり、これはまた県民所得の向上に直結され、人口の県外流出問題への解決ともなるものと考えられる。

畜力・動力使用農家の経営耕地広狭別増減比較

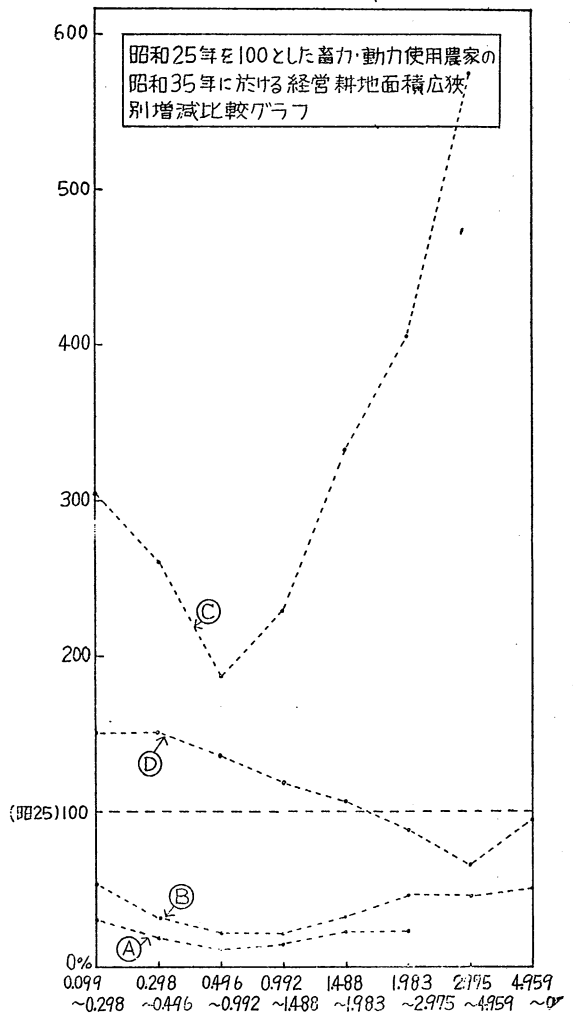
農作業が人力以外に何に依存したか、またその依存度がどのように変化したかを知ることは、生産性の向上とか、或いは農作業の合理化改善の面からも重要なことである。そこで昭和25年と昭和35年のセンサスから

- (A) 畜力も動力も使わなかつた農家
- (B) 畜力だけ使つた農家
- (C) 動力だけ使つた農家
- (D) 畜力も動力も使つた農家

の4つに区分して比較したのが次の表である。

資料の関係から単純比較であるから、その変化の速率は計算し得ないが、変化そのものは、明瞭に比較することが出来る。即ち

(A) については、各階層区分とも概ね大差なく同じように低下を示し、昭和25年当時から70%~80%の減少を示し、農家戸数では、昭和25年に56,387戸であつたものが昭和35年には、11,388戸となり79.8%の減少を示している。



第6表 畜力・動力使用農家の経営耕地広狭別増減比較表①

営農形態		(A)動力も畜力も 使わなかつた 農 家	(B)畜力だけを使 つた 農 家	(C)動力だけを使 つた 農 家	(D)畜力も動力も 使つた 農 家	計
経営耕地広狭別	昭和25	18,440	3,425	3,371	5,505	30,741
	ヘクタール	32.80	53.46	302.91	150.35	—
	(1~3反)	6,048	1,831	10,211	8,277	26,367
0.099~0.298	(30)%	11,742	4,808	3,773	7,574	27,897
	(25)%	19.55	32.09	261.54	159.13	—
	35	2,296	1,543	9,868	12,033	25,740
0.298~0.496	25	15,015	12,419	9,900	25,919	63,253
	%	12.79	21.93	186.96	137.00	—
	35	1,920	2,723	18,509	35,510	60,105
0.496~0.992	25	4,692	7,891	6,194	31,052	49,829
	%	14.52	22.42	229.08	119.21	—
	35	575	1,769	14,189	37,018	53,551
0.992~1.488	25	1,063	2,677	2,141	20,631	26,512
	%	23.05	32.24	331.25	107.70	—
	35	245	863	7,092	22,219	30,419
1.488~1.983	25	301	734	698	10,447	12,180
	%	22.26	46.46	404.91	88.84	—
	35	67	341	2,826	9,281	12,515
1.983~2.975	25	17	64	38	768	887
	%	—	43.75	573.68	65.10	—
	35	—	28	218	500	746
2.975~4.959	25	2	4	0	17	23
	%	—	50.00	—	94.12	—
	35	—	2	7	16	25
4.959~∞	25	115	1	1	1	118
	%	—	—	—	—	—
	35	237	4	13	11	265
例外規模	25	56,387	32,023	26,116	101,914	211,440
	%	20.20	28.20	246.79	122.52	—
	35	11,388	9,029	64,451	124,865	209,733

(B) では、0.496ha（5反）から1.488ha（1町5反）の農家が最も減少して22%まで低下し、全体では32,023戸から9,029戸となり、28.2%となっている。

(C) では、耕地面積の大きい農家程農作業機械化への変化が大きく、全体では26,116戸から64,451戸となつて246.79%増加である。

(D) については全体で122.5%の増加であるが、耕地面積の低い農家程増加率は高く、逆に2町歩以上になると減少を示している。この減少階層は動力のみの機械化率において激増していることに注目すべきである。

結論として畜力も使わない農家が、昭和25年を100と

した場合、今回のセンサスではその当時の20%から27%程度に減少し、その反面畜力と動力との双方に依存する農家の増加が、122%強となり、特に動力のみに依存する農家に至つては、250%近い激増を示していることに特色がある。

次には、昭和40年にはどのように変つてゆくだろうかということに触れると昭和25年と35年の両センサス間の変化が一定とした場合の単純推計であるが

(A) 動力も畜力も使わない農家は、全然なくなる計算である。

(B) 畜力だけを使う農家は3反未満で昭和25年当時の23

.27%797戸，2町歩以上では19.49%で僅かに156戸となり，3反以上2町歩未満では使用農家がなくなるだろう。

C 動力のみに依存する農家は，どの経営耕地階層も著しく増加し現在の5反から1町歩の農家(18,509戸)では昭和40年には22,810戸となつて，昭和25年当時の2.3044倍となり，この階層を増加率の最低とする上に凹の双曲線的増加をし，特に2町歩以上では，昭和25年の5.74倍，昭和35年の3,051戸に対し40年は4,220戸に達すると推定される。

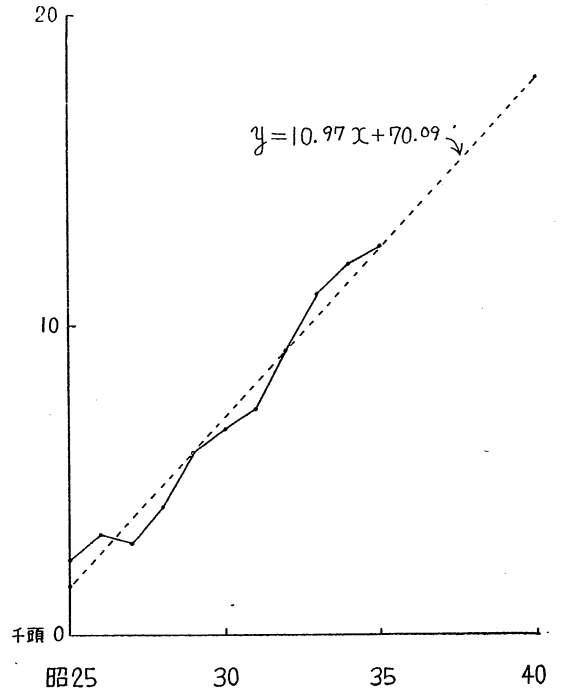
D 畜力も動力も使う農家は2町歩未満が増加し2町歩以上が減少し，その差が益々大きくなり，3反未満では，昭和25年の3.29倍10,830戸程度に増加するであろうが，これに対し3町～5町階層では昭和25年の64.03%490戸程度になると思われる。

以上単純な推計であるが，役肉用牛の昭和35年78,982頭から40年の飼養推計頭数59,200頭，また同様に馬も17,532頭から10,200頭とそれぞれ減少していることによつても畜力依存農家数の低下傾向は肯定し得るものと考えられる。

イ 乳用牛

乳用牛の飼養は，各年1万1千頭平均の直線的増加を示しているが，この増加の内訳をみると，昭和25年と35

年との比較では，農家数で1,668戸から7,801戸となり4.6倍，頭数で2,237頭から12,507頭となつて5.7倍にな



第7表
乳用牛飼養頭数

昭和	乳用牛
25	2,365
26	3,198
27	3,059
28	4,065
29	5,837
30	(6,583)
31	7,329
32	9,193
33	11,008
34	11,893
35	12,507
40	(18,000)

乳用牛の昭和25年と35年の飼養状況比較

経営耕地 広狭別	25		35		倍率	
	(A)飼養農家	(B)頭数	(C)農家	(D)頭数	農家 $\frac{C}{A}$	頭数 $\frac{D}{B}$
ヘクタール 0.1～0.3	25	(2.6) 63	96	(1.7) 160	3.8	2.5
0.3～0.5	65	(1.3) 86	211	(1.5) 320	3.2	3.7
0.5～1	329	(1.3) 427	1,766	(1.4) 2,501	5.4	5.9
1～1.5	513	(1.2) 612	2,834	(1.6) 4,445	5.5	7.3
1.5～2	420	(1.2) 515	1,991	(1.6) 3,229	4.7	6.3
2～3	270	(1.4) 382	822	(2.0) 1,613	3.0	4.2
3～5	49	(1.6) 78	71	(2.3) 160	1.4	2.0
5～∞	17	(2.0) 34	6	(10.2) 61	0.4	1.8
例外規定	10	40	4	18	0.4	0.5
計	1,698	(1.3) 2,237	7,801	(1.6) 12,507	4.6	5.7

()内は補間または推計

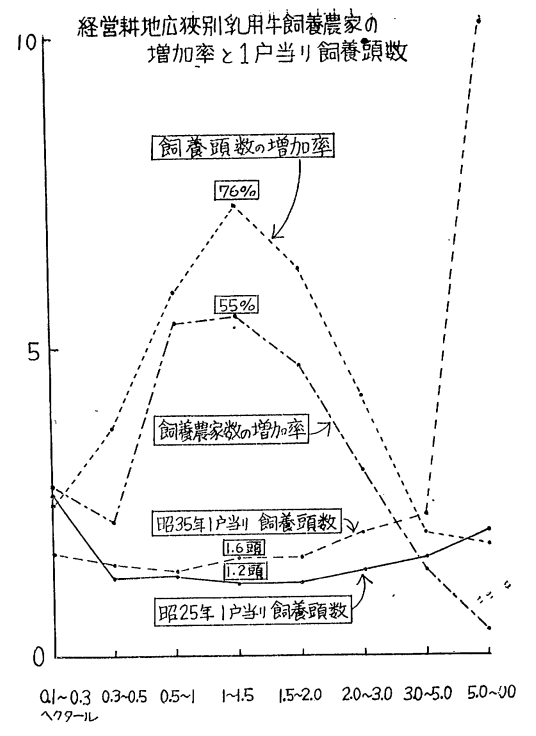
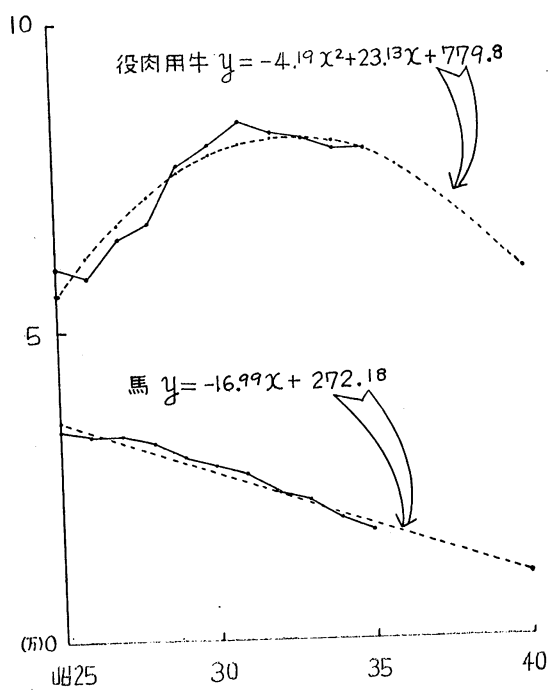
つている。更にこれを経営耕地広狭別にみると，農家戸数，飼養頭数共に最も上昇しているのは0.992ヘクタール(1町歩)から1.488ヘクタール(1町5反)階層で，

戸数では5.5倍，頭数では7.3倍になつている。

これは，この階層に属する農家の，世帯員構成とか農業設備とか，労力等の面から酪農への切替えが最も容易

であることを示しているものと思われる。しかし、1戸当りの飼養頭数の変化をみると、経営耕地の大なる程頭数が増加し、特に4.959ヘクタール（5町）以上では客体が17から6に減少しているに拘らず、頭数は1.8倍に増加し、1戸10.2頭となっており、2.975ヘクタール（3反）未満では客体3.8倍であるのに頭数2.5倍であつて頭数が1戸当り2.6頭から1.7頭に減少している。即ち本県における農業経営で酪農への切替え容易な階層としては経営耕地を0.992ヘクタール（1町歩）から1.488ヘクタール（1町5反）保有している農家が最もスタンダードな状態にあり、この階層より耕地が少なくなる程また大きくなる程その可能性は減少している。

更に1.983ヘクタール（2町歩）以上の比較的大規模経営の農業は、労力不足を動力に依存（昭和25年100に対し35年414）して作業量を補充し、酪農への余裕がないことがこの階層の飼養農家数の減少となつてあらわれ0.992ヘクタール（1町歩）未満の小規模経営の農業では1戸あたりの飼養頭数の減少を示し、農業単独依存から離れて兼業（35年兼業率82.8%）に走り、耕地広狭別農家の度数分布は低階層に傾いている。これから本県農業の、より安定した姿をピークの厚生経済学的にみれば大規模経営農業を下げ、小規模経営農業を上げて標準経営農業を安定せしめ、度数分布曲線を正規分布に近づかしめ分散度を小さくするようすべきであろう。これは酪農切替による副収入の増加のみならず、農家経済の向上についての根本的問題でもある。



口 役 肉 用 牛

役肉用牛の飼養頭数をみると、昭和26年に58,775頭であつたのが概ね直線的な増加を続け、31年に83,460頭となり、これ以降は漸減の傾向に転じ、昭和35年には78,982頭となつた。25年から35年までの傾向を計算すると、昭和33年を頂点とする上に凸の二次曲線で昭和40年には59,200頭に減少し馬と同様に斜陽家畜としての減少を続けてゆくものと思われる。

第8表 役肉用牛・馬の飼養頭数

昭和	役肉用牛	馬
25	60,549	34,094
26	58,775	33,023
27	65,109	33,013
28	67,497	31,962
29	76,389	29,496
30	(79,926)	(28,001)
31	83,460	26,506
32	81,686	23,944
33	80,349	22,213
34	79,020	19,817
35	78,982	17,532
40	(59,200)	(10,200)

ハ 馬

馬の農業における分野は、動力の進出によつて大きく変わり、農用馬は衰退の一途をたどり、現在の減少速度は昭和46年に零線に交差する方向に一方的減少を示している。しかし馬の飼養農家がなくなるということではなく、一定の限度に近づくと減少速度が鈍つて農耕馬利用の農家は、依然温存されることにならう。

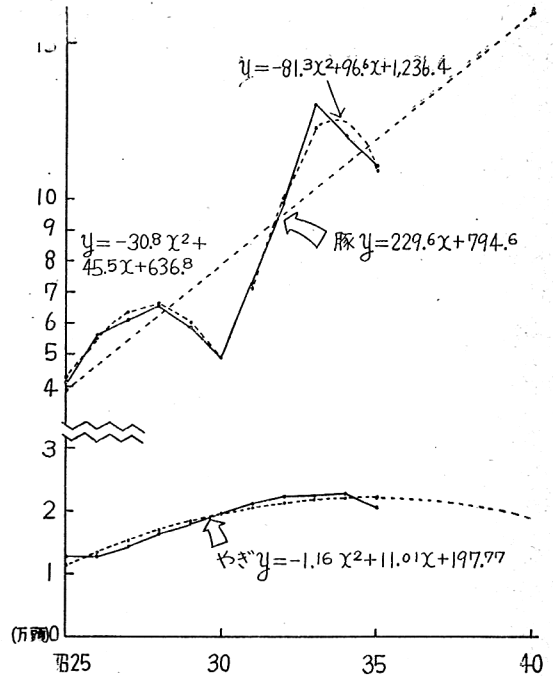
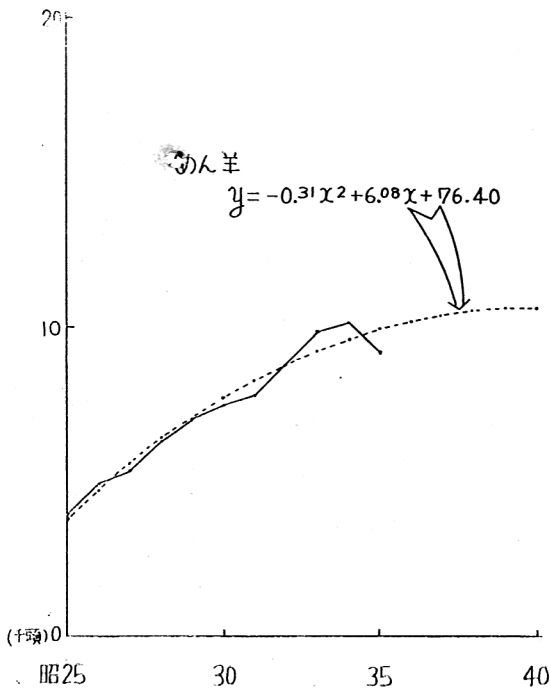
ニ 豚

豚の飼養頭数は全国第1位を独占する形で、35年2月1日における本県の飼養頭数は110,974頭で全国同期の1,918,000頭に対して5.8%となっている。しかし昭和25年以降の飼養頭数の推移をみると、25年の42,300頭から26,27,28年と上昇して28年は67,090頭となつてその後2年は下降し、30年は25年に対して49,600頭となり、再び上昇の3カ年を経て33年には131,323頭、再び下降して35年は30年に対しいわゆる5カ年を振幅とする周期的変化を示し、その周期の前3カ年は上昇し、その周期の頂点から2カ年は下降を示しながら傾向としては、毎年22,900頭づつ増加を示す傾向にある。この周期的変動は、飼養頭数が低下すると価格が上昇して飼養熱を刺激し、飼養頭数の上昇となつてあらわれ、飼養頭数が需要頭数をオーバーすると価格

第9表 やぎ、豚の飼養頭数

昭和	やぎ	豚
25	12,757	42,300
26	12,907	56,594
27	14,280	61,836
28	16,680	67,090
29	18,143	59,817
30	(19,617)	(49,600)
31	21,091	73,769
32	22,547	99,285
33	22,719	131,323
34	23,092	121,549
35	20,902	110,974
40	(19,190)	(160,400)

が低下して飼養頭数が下がるという需要と供給との市場均衡による周期変動であると思われる。従つて35年は周期変動の底にある年であつて36,37,38年と上昇し38年が一周期の頂点となり、39,40年と低下し、40年における本県の飼養頭数は、概ね160,000頭と推計される。また今後の問題としては、周期変動の振幅を少なくすること即ち市場価格を安定させることであるが、それには先ず品質を改善せしめ5年周期の価格変動を少なくすることであろう。



が低下して飼養頭数が下がるという需要と供給との市場均衡による周期変動であると思われる。従つて35年は周期変動の底にある年であつて36,37,38年と上昇し38年が一周期の頂点となり、39,40年と低下し、40年における本県の飼養頭数は、概ね160,000頭と推計される。また今後の問題としては、周期変動の振幅を少なくすること即ち市場価格を安定させることであるが、それには先ず品質を改善せしめ5年周期の価格変動を少なくすることであろう。

ホ や ぎ

やぎは、昭和25年の12,757頭から35年の20,902頭に増加したが、その間の推移をみると、増加速度が年々鈍つて34年の23,091頭を最高頭数として、35年の前記頭数に低下をしている。傾向としては35年を頂点とする上に凸の二次曲線が綺麗にあてはまる増加傾向を示して来たが、今後はやや減少傾向に転じ、昭和40年は、30年に対象する程度に下がり19,190頭程度に推計される。

へ め ん 羊

めん羊の昭和25年以降35年に至る推移をみると、増加傾向がだんだん鈍つてきている。傾向としては昭和40年を頂点とする上に凸の二次曲線があてはめられる。これはめん羊飼育が受入限度に近づきつつあることと、羊毛の需要が化学繊維に抑制されされ、羊毛の市場価格が停滞しているためであろう。しかし受入限度といつても、

現在の飼養状態は特別な経済的支出が伴わず飼料なども生産物の廃棄類似のものを与えるか、放し飼いの程度に飼育状態での受入限度であり、新たな市場の開拓があれば当然飼養形態の変化とともに、増加する余裕を含んでいる。

ト 兎

兎については昭和25年からは年々増加速度が鈍りながら増加を続け31年には47,391頭となつて、それまでの増

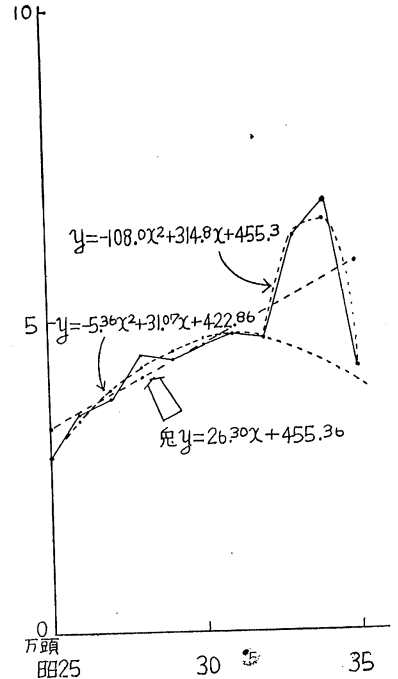
加傾向の頂点なり、32年はやや減少に転じ、46,633頭となつた。しかし突然に33年、34年と跳躍的に上昇し33年63,048頭、34年68,455頭となり、35年は正常に復して、41,699頭となつた。これは、豚の市場価格の急騰の影響を受け、加工業者が豚の代用として兎を利用したため、アンゴラ兎の価格が上昇し、これが兎の飼養頭数急騰を招いた結果であろう。従つて今後は減少傾向をたどり昭和40年には19,700頭程度になると思われる。

第10表 めん羊の飼養頭数

昭和	めん羊
25	3,910
26	4,858
27	5,328
28	6,287
29	6,960
30	(7,365)
31	7,770
32	8,777
33	9,841
34	10,314
35	9,143
40	10,600

第11表 兎の飼養羽数

昭和	兎
25	(27,717)
26	34,988
27	37,306
28	44,251
29	43,827
30	(45,609)
31	47,391
32	46,633
33	63,048
34	68,455
35	41,699
40	(19,700)



チ にわとり

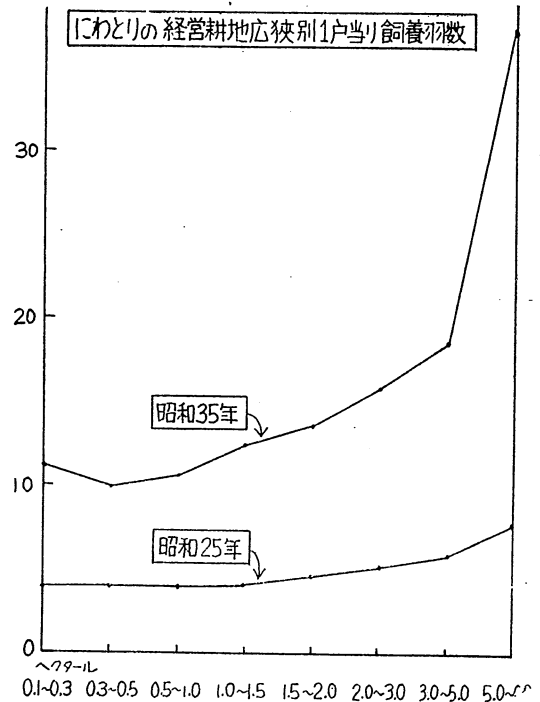
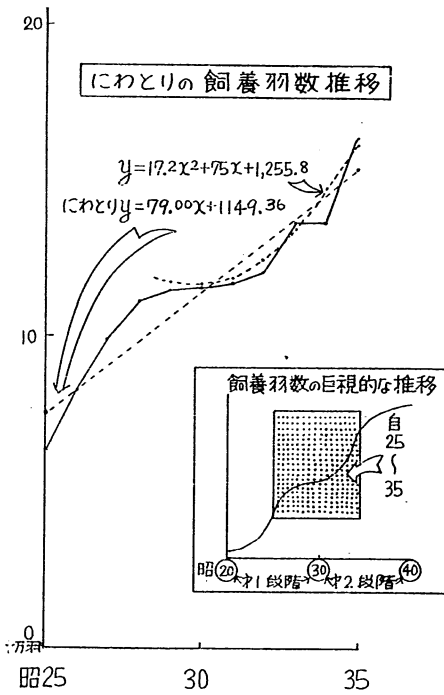
生物の生長過程を示すにロヂステイツク曲線なるものがある。即ちその生長の当初、生長は極めて徐々に、次第にその速度を増し、その活動範囲内で概ねマキシマムに近づくと、次第にその速度は鈍つて、その極限に徐々に近づくとということ、これを図表に示せばS字形の曲線によつて示される。このような観点から、にわとりの飼養羽数の推移をみると、昭和30年までの一つの段階とそれ以降の第二の段階が考えられる。即ち昭和25年センサスにおける、1農家当り飼養羽数は、平均4.2羽で、こ

の飼養能力形態では、本県全体として概ね11万羽前後の飼養形態でのマキシマムに達した時期が、昭和29年から昭和30年に当る。しかし、その後更に、にわとり飼養の副業の必要性から、飼養設備あるいは飼養形態に若干の改良を加え、新たな設備形態のもとでは更に増加傾向に移り、新たにロヂステイツクな増加を示して、昭和30年1,163,583羽から、その翌年1,178,897羽、32年に1,214,437羽と徐々に増加しだし、その後増加速度を増して35年現在1,644,106羽、1戸当り12.1羽となり、今後も当分の速度を減少せしめることなく増加を続けてゆくものと思考される。

昭和25年と35年のにわとり飼養農家と羽数の比較

第12表
にわたりの飼養羽数

経営耕地広狭区分 ヘクタール (反)	昭 25			昭 35			昭和	にわとり(羽)
	飼養農家	羽 数	1戸当 り羽数	飼養農家	羽 数	1戸当 り羽数		
0.099~0.298 (1~3)	9,698	36,990	3.8	9,374	104,446	11.1	25	636,225
0.298~0.496 (3~5)	13,921	52,268	3.8	12,424	121,909	9.8	26	803,107
0.496~0.992 (5~10)	40,981	154,973	3.8	37,592	390,187	10.4	27	989,967
0.992~1.488 (10~15)	41,480	166,544	4.0	40,436	493,793	12.2	28	1,118,848
1.488~1.983 (15~20)	27,596	124,771	4.5	24,949	335,112	13.4	29	1,148,268
1.983~2.975 (20~30)	16,196	82,194	5.1	10,639	166,543	15.7	30	1,163,583
2.975~4.959 (30~50)	1,757	9,687	5.5	655	11,958	18.3	31	1,178,897
4.959~∞ (50~∞)	100	762	7.6	19	704	37.1	32	1,214,437
例 外	79	8,036	101.7	165	19,454	117.9	33	1,372,673
計	151,808	636,225	4.2	136,253	1,644,106	12.1	34	1,372,673
							35	1,644,106
							40	(1,939,000)



この表の特徴は、経営耕地面積の大なる程飼養羽数が多くなることと、各広狭階層ごとの増加率もそれに比例して増加していることである。

保有山林の林産物について

本県における林産物は、この1年間に販売されたものと、自家用その他に消費されたものに分けて統計値が把握された。

立木については、販売および自家用その他に消費されたもののうち99.8%133,225m³が販売向けられ、自家用その他には0.2%僅かに267m³が充当され、素材については、販売に54.5%13,812m³となつて過半数を占めている。

木炭についてもその全量の81.4%である222,935俵が販売に向けられ50,840俵が自家用、その他に消費されている。

薪については、22.4%が販売に回され、その数量は35,696束で大部分(77.6%123,676束)は自家用、その他に使われていることになる。木炭の原木、薪の原木とも殆んど(99.6%)が販売であるのは、林産物の形態からも当然であろう、またそだについては93.6%に当る3,560,020束が自家用その他で、販売されたのは6.4%の242,393束に過ぎない。竹林は69.1%の110,111束が販売されて20,082,010円の販売金額が計上されたが、自家用その他への利用度も高く49,342束が費消され、特殊林産物つまり、クルミとか、ヤマナシのような樹実、シユロなどの樹皮、マツヤニのような樹液、サンショウなどの樹葉その他、葉柄、樹根などの林産物は、1,797,760円の販売があつたことになるが、本県の昭和35年2月1日現在における過去1年間の林産物の販売額は、1,031,257,137円で134,144ヘクタールの保有山林からの林産物の販売額としては、若干少額のように思われる。この理由としては、前の保有山林面積の解説でも触れたが、保有山林面積の98.57%を占む樹林地の樹木が10年生以下の幼樹で過半数に達し、高樹令の山林が少くないことに基因すると考えられる。即ち林木過伐の結果として、樹令階層区分による分布曲線のモードが、幼樹令に移つているため生産された林産物の販売額も低調を示しているとみられる訳である。

従つて今後の問題としては、進んで幼樹令利用の方法を工夫をすとか、或いは高樹令の伐採を抑制し、樹林に対して施肥等の積極管理を行ない、林木の生長を強化せしめる、または山林の地質、高度などから土地に適合した樹種と選定して植林する苗木の育成にも配慮する等種々な方法が考えられるが、要するに本県における山林の樹令別樹林構成のモードを高樹令に移動せしめなければ、林産物の販売額は低調を続けてゆくであろうと考える。

保有山林の客体別面積について

今回のセンサスにおいて林業の実態把握は属人主義によつて行つた。そのためその市町村外にある山林については、調査洩れが生じる虞れがあるため、山林の所在する市町村から、所有者の所在する

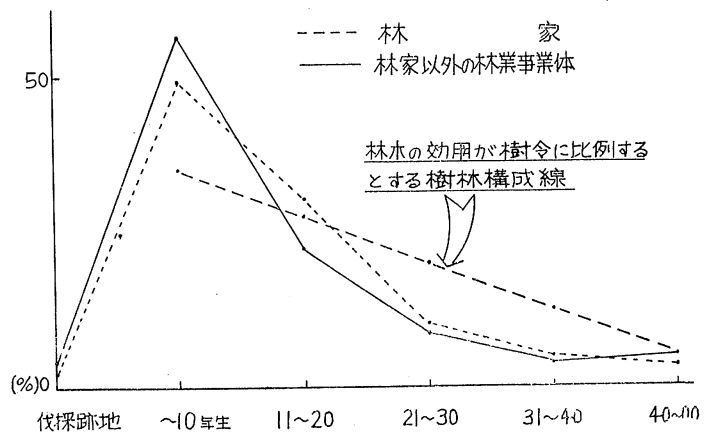
市町村に不在者名通知票を送付する等の処置をして、客体の把握脱漏を防いだ。このようにして所有山林を調査したが、現実の山林経営の実態は、所有山林を他人に貸したり、分収林を設けさせたりして、所有山林による調査では林業の実態把握が適正であるとは思われない。そこで所有山林から分収林を設けさせている山林や、貸している山林を除き、借りている山林や分収林を設けている山林を加えた、いわゆる保有山林を中心にした調査を行つた。その結果が即ち「保有山林面積広別客体別林業、事業体数と山林面積」の表である。この表によれば、本県における国有林及び県有林を除いた林業事業体数は81,813(この数は保有山林1反未満を除く)であり、そのうち林家は、75,676で全体の92.5%を占め、林家以外の林業事業体数は6,167である。山林面積は134,670.44町歩のうち林家が115,386.01町歩で85.5%、林家以外では、19,284.43町歩で14.5%である。従つて1事業体当りの平均山林面積は林家で1町5反2畝、林家以外では3町1反4畝となつている。

また山林における林産物の主たる生産母体は、樹林地であるが、保有山林面積に対する樹林地面積の比率は林家では98.38%、林家以外では99.52%となり、樹林地を人工林と天然林とに分けると、樹林地面積に対する人工林面積の比率は林家で70.82%、林家以外で62.89%となり、林家の人工樹林地の方が7.93%も多くなつている。これは林家の方が伐採後の管理が良好であることを示し従つて人工林面積が多いという結果になつている。

又樹林地を構成する樹木の樹令別樹林地面積をみると次の図の如くなる。

この表で示しているように本県の樹林地は伐採跡地と10年生以下で過半数が占められ、また11年生以上でも、樹木の効用が、樹令に比例するとすれば、図上で10年生以下の頂点から40年生以上についての樹林地構成は、直線的に示されると考えられるに拘わらず、下に凸の瘦形折線で結ばれており、樹木の自然生長が、伐採に追いつけないことを示している。従つて直線的構成比を示すまでの、今後10~20年間林産物の需要をどのように扱うかは、今後の林政上重要な課題であろう。

樹林地面積の樹令別構成比



第13表 林産物の種類別・客体別一覧表

客 体 別	用 材																木				炭				薪				木炭の原木			
	販 売				自家用その他				販 売		自家用その他		販 売		自家用その他		販 売		自家用その他		販 売		自家用その他									
	立 木		素 材		立 木		素 材		体数	数量 俵	体数	数量 俵	体数	数量 俵	体数	数量 束	体数	数量 束	体数	数量 束	体数	数量 層積 ³ m ³	体数	数量 層積 ³ m ³								
	体数	数量 m ³	体数	数量 m ³	体数	数量 m ³	体数	数量 m ³																								
県 計	3,040	133,225	651	13,812	28	267	1,331	11,552	1,122	222,935	2,520	50,840	1,953	35,696	21,363	123,676	1,602	46,860	7	10												
林 家	2,822	85,539	616	12,424	—	—	1,299	11,226	1,089	203,998	2,485	49,467	1,878	32,550	21,162	122,030	1,483	36,728	—	—												
林家以外の林業 事業体計	218	47,686	35	1,388	28	267	32	326	33	18,937	35	1,373	75	3,146	201	1,646	119	10,132	7	10												
会 社	—	—	1	111	—	—	1	83	—	—	—	—	—	—	4	9	—	—	—	—												
B 判 定	社 寺	16	1,178	2	100	1	28	—	—	1	10	5	117	2	10	22	864	2	8	—	—											
	共 同	90	6,509	9	308	4	8	11	86	28	15,015	5	224	35	1,359	101	534	84	6,285	2	—											
	団 体	1	167	1	8	—	—	1	28	—	—	1	225	1	7	—	—	—	—	—	—											
財 産 区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
A 判 定	社・共・団 部	95	11,914	21	486	22	213	18	119	3	1,408	24	807	34	1,476	74	239	29	1,447	5	10											
	財 産 区	7	1,974	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	125	—	—	4	2,392	—	—											
市 町 村	8	22,456	—	—	1	18	1	10	—	—	—	—	1	73	—	—	—	—	—	—												
地方公共団体 の 組 合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
県 有 林	1	3,488	1	375	—	—	—	—	1	2,504	—	—	1	96	—	—	—	—	—	—												

(続)

客 体 別	薪 の 原 木				そ だ				竹 材				特殊林産物		合 計			
	販 売		自家用その他		販 売		自家用その他		販 売		自家用その他		販 売		合 計			
	体数	数量 層積 m ³	体数	数量 層積 m ³	体数	数量 束	体数	数量 束	体数	数量 束	金額	体数	数量 束	体数	金額	体積	金額	
県 計	687,163	304	25	247	1,033	242,393	30,492	3,560,020	1,949	110,111	20,082,010	2,826	49,342	57	1,797,760	9,187	1,031,257,137	
林 家	637,136	628	—	—	967	205,099	29,969	3,384,292	1,905	101,709	18,860,010	2,804	48,117	54	1,725,760	8,654	760,774,179	
林家以外の林業 事業体計	50	2,676	25	247	66	37,294	523	175,728	44	8,402	1,222,000	22	1,225	3	72,000	533	270,482,958	
会 社	—	—	—	—	—	—	1	40	—	—	—	—	—	—	—	1	900,000	
B 判 定	社 寺	5	33	2	5	1	20	26	2,724	6	317	47,000	3	520	1	3,000	32	3,748,028
	共 同	17	733	17	195	7	10,609	302	67,384	9	1,380	129,000	4	120	—	—	241	55,365,000
	団 体	—	—	—	—	1	500	—	—	1	20	2,000	—	—	—	—	2	1,572,000
A 判 定	財 産 区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社・共・団 部 財 産 区	26	955	6	47	56	20,507	184	102,630	28	6,680	1,044,000	15	585	2	69,000	236	40,866,030
	財 産 区	1	445	—	—	—	—	10	2,950	—	—	—	—	—	—	—	11	18,052,000
市 町 村	1	510	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	107,713,900
地方公共団体の 組 合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県 有 林	—	—	—	—	1	5,658	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	42,266,000

- 注1 この表には、本県内に所在する国有林の林産物は含まれてない。
 2 用材の1m³とは石敷に換算すると3.6石である。
 3 素材とは立木を伐採したもので角材等に加工する以前のものである。
 4 木炭は、1俵15キログラム(4貫匁)のものとした。
 5 層積m³とは2.25石または0.63m³である。

- 6 薪1束の層積立方メートル換算は、長さ(尺)×胴回り(尺)²×0.002=x層積m³
 7 そだ、竹1束の標準は、胴回りx尺の2乗に0.092倍したものを標準束とした。
 8 薪・木炭の原木・薪の原木での層積立方換算は次の式に拠った。x層積立方
 米=長さ(尺)×巾(尺)×高さ(尺)×0.028

第14表(A) 保有山林面積広狭別客体別林家事業体数と山林面積

保有山林広狭別 単位ヘクタール()内町歩	林		家		会 社		B 判 定						A 判 定				
	体 数	面 積	1事業体当 り山林面積	体数	面積	社 寺 共		同 団 体		財 産 区		社, 共, 団, 部		財 産 区			
						体数	面積	体数	面積	体数	面積	体数	面積	体数	面積	体数	面積
0.1 ~0.298	20,314	3,498.7	0.17	5	0.9	112	48.6	769	136.3	--	--	--	707	202.1	--	--	
(0.1 ~ 0.3)																	
0.298~0.496	11,982	4,408.7	0.37	3	1.1	47	23.0	414	161.4	5	2.0	--	365	138.9	--	--	
(0.3 ~ 0.5)																	
0.496~0.992	16,499	11,076.0	0.67	7	4.9	64	43.6	656	458.3	6	3.8	--	372	265.5	1	0.5	
(0.5 ~ 1.0)																	
0.992~2.975	18,102	28,783.2	1.59	11	20.9	64	108.5	997	1,697.5	6	9.2	--	390	656.8	8	16.3	
(1.0 ~ 3.0)																	
2.975~4.959	4,538	16,670.2	3.67	2	7.8	21	74.9	294	1,111.5	1	4.6	--	126	473.1	3	10.5	
(3.0 ~5.0)																	
4.959~9.917	2,718	17,850.5	6.57	9	62.5	15	96.7	196	1,318.1	4	32.5	--	121	841.5	4	26.2	
(5.0 ~10)																	
9.917~19.835	1,034	13,344.9	12.90	4	52.3	1	14.6	104	1,342.6	1	14.7	--	43	599.5	7	108.6	
(10 ~ 20)																	
19.835~29.752	251	5,807.9	23.14	1	23.4	1	26.8	21	503.5	--	--	--	24	572.6	1	26.5	
(20 ~ 30)																	
29.752~49.587	156	5,589.5	35.83	1	40.8	--	--	12	447.7	--	--	1	47.9	13	493.7	3	119.4
(30 ~ 50)																	
49.587~99.174	54	3,343.6	61.91	2	152.8	1	79.4	7	406.6	--	--	--	10	797.3	3	203.8	
(50 ~ 100)																	
99.174 ~198.348	26	3,289.0	126.51	--	--	--	--	1	125.2	--	--	--	6	850.5	--	--	
(100 ~ 200)																	
198.348~495.870	2	770.6	385.29	--	--	--	--	--	--	--	--	--	1	282.7	1	214.3	
(200 ~ 500)																	
495.870 ~ ∞	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
(500 ~ ∞)																	
計	75,676	114,432.8	1.51	45	367.4	326	516.1	3,471	7,708.7	23	66.8	1	47.9	2,178	6,174.2	32	1,279.8
樹 林 地	(A)	(B)	(B)	(A)	(C)	(C)	(C)	(B)	(D)	(D)	(E)	(E)	(F)	(F)	(F)	(F)	
樹 林 地 率	--	98.38	--	--	99.45	--	98.29	--	99.74	--	95.94	--	100.0	--	99.15	--	100.00
人工林面積	(A)	(C)	(C)	(B)	(D)	(D)	(E)	(E)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	
人工林比率	--	79,733.3	--	--	313.0	--	426.3	--	4,019.2	--	36.4	--	47.9	--	4,081.3	--	585.3
天然林面積	(B)	(D)	(D)	(E)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	
天然林比率	--	32,848.3	--	--	52.3	--	80.9	--	3,669.6	--	27.6	--	--	--	2,040.3	--	694.5
針葉樹林面積	(B)	(E)	(E)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	
針葉樹比率	--	71,041.8	--	--	311.7	--	453.7	--	3,708.8	--	48.3	--	25.1	--	3,572.2	--	510.9
広葉樹林面積	(B)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	
広葉樹比率	--	41,538.8	--	--	53.6	--	53.5	--	3,980.0	--	15.7	--	22.8	--	2,549.4	--	768.9
	(B)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	(F)	
	--	36.90	--	--	14.66	--	10.37	--	51.76	--	24.49	--	47.64	--	41.65	--	60.06

注 1 この表で林家とは、保有山林1反歩以上の世帯である林家事業体である。
 2 A判定とは、その林家事業体の山林が昔からのしきたりによつて持っていたり、利用させたりするいわゆるしきたりの残っている林家事業体をいう。
 3 B判定とは、その林家事業体の山林について上記のようなしきたりの残っていない事業体をいう。
 4 この表には、本県内に所在する国有林48,968ヘクタールを除いたものである。

第14表(B) 保有山林面積広狭別客体別林業事業体数と山林面積

保有山林広狭別 単位ヘクタール()内町歩	客体区分		地方公共団 体の組合		県		林家以外の林業事業体計			合 計	
	市	町 村	体数	面積	体数	面積	体数	面積	1事業体 当り面積	体数	面積
0.1 ~ 0.298 (0.1 ~ 0.3)	5	0.8	—	—	—	—	1,598	388.7	0.24	21,912	3,887.4
0.298~0.496 (0.3 ~ 0.5)	1	0.3	—	—	—	—	835	326.7	0.39	12,817	4,735.4
0.496~0.992 (0.5 ~ 1.0)	3	2.3	—	—	—	—	1,109	779.0	0.70	17,608	11,855.0
0.992~2.975 (1.0 ~ 3.0)	8	13.4	—	—	—	—	1,484	2,522.7	1.70	19,586	31,305.9
2.975~4.959 (3.0 ~ 5.0)	3	11.9	—	—	—	—	450	1,694.4	3.77	4,988	18,364.6
4.959~9.917 (5.0 ~ 10)	10	77.5	—	—	—	—	359	2,454.9	6.84	3,077	20,305.4
9.917 ~ 19.835 (10 ~ 20)	5	81.8	—	—	—	—	165	2,213.9	13.42	1,199	15,558.8
19.835~29.752 (20 ~ 30)	2	56.7	—	—	—	—	50	1,209.5	24.19	301	7,017.4
29.752~49.587 (30 ~ 50)	3	143.5	—	—	—	—	33	1,292.9	39.18	189	6,882.4
49.587~99.174 (50 ~ 100)	13	923.2	—	—	—	—	36	2,563.1	71.20	90	5,906.7
99.174~198.348 (100 ~ 200)	6	666.8	—	—	—	—	13	1,642.5	126.35	39	4,931.5
198.348~495.870 (200 ~ 500)	1	383.1	—	—	—	—	3	880.1	293.37	5	1,650.7
495.870~ ∞ (500 ~ ∞)	1	603.0	—	—	1	2,530.1	3	3,686.8	1,228.93	3	3,686.8
計 (A)	61	2,964.3	—	—	1	2,530.1	6,	13821,655.2	3.53	81,814	136,088.0
樹 林 地 (B)	61	2,958.7	—	—	1	2,530.1	6,	08121,563.3	3.33	80,521	134,144.0
樹 林 地 率 $\frac{(B)}{(A)}$	—	94.79	—	—	—	100.00	—	99.57	—	—	99.57
人 工 林 面 積 (C)	—	2,459.6	—	—	—	2,439.0	—	14,407.8	—	—	94,141.2
人 工 林 比 率 $\frac{(C)}{(B)}$	—	83.14	—	—	—	96.39	—	66.82	—	—	70.18
天 然 林 面 積 (D)	—	499.1	—	—	—	91.1	—	7,155.5	—	—	40,002.8
天 然 林 比 率 $\frac{(D)}{(B)}$	—	16.86	—	—	—	3.61	—	33.18	—	—	29.82
針 葉 樹 林 面 積 (E)	—	2,565.6	—	—	—	2,343.4	—	13,539.6	—	—	84,581.5
針 葉 樹 比 率 $\frac{(E)}{(B)}$	—	86.72	—	—	—	96.08	—	62.78	—	—	63.05
広 葉 樹 林 面 積 (F)	—	393.1	—	—	—	186.7	—	8,023.7	—	—	49,562.5
広 葉 樹 比 率 $\frac{(F)}{(B)}$	—	13.28	—	—	—	3.92	—	37.22	—	—	36.95